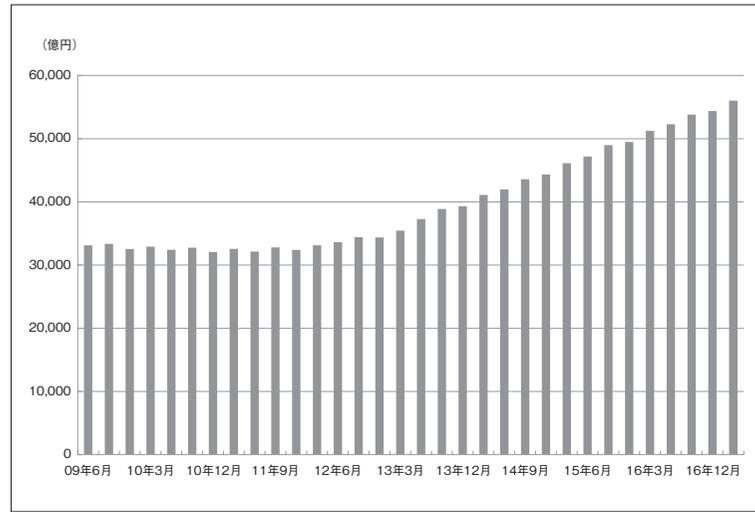
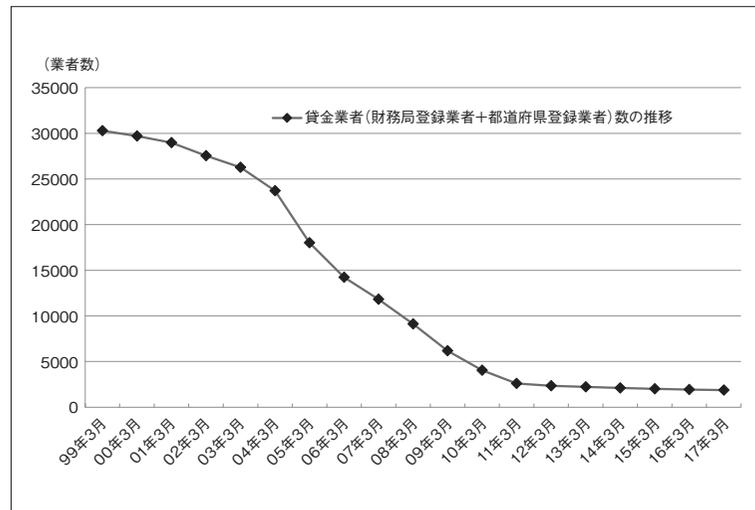


図表1 国内銀行におけるカードローン等の推移



(資料) 日本銀行「貸出先別貸出金」

図表2 貸金業者数の推移



(資料) 金融庁ウェブサイト

個人ローン市場の「いま」を徹底分析する!

- ① 古江 晋也 農林中金総合研究所
主任研究員
- ②③ 田口 さつき 農林中金総合研究所
主任研究員

カード・自動車・教育ローン市場の環境変化
や現状について、データをもとに分析する。

1 カードローン市場

メインプレイヤーは銀行へ移行も 健全な市場構築が求められる

まずは、カードローン市場の現状について分析する。

図表1は、日本銀行の「貸出先別貸出金」を元に、国内銀行におけるカードローン等(当座貸越方式によるカードローン、応急ローンおよびカードキャッシング)の四半期ごとの残高の推移を表したものである。

2009年6月～12年12月までは、3兆2000億～3兆3000億円と、ほぼ横ばいで推移していた。しかし、13年3月からは右肩上がりで見られ、14年3月には4兆円、16年3月には5兆円を突破している。

近年、カードローン(無担保ローン)市場が急拡大している背景には、以下の2点がある。

- ①貸金業法の完全施行を受け、無担保ローンのメインプレイヤーが消費者金融会社から銀行等の金融機関へと変化したこと
- ②日銀の長引く金融緩和と政策を受けて貸出利回りが低下していく中、金融機関が経営戦略として比較的高い利ザヤを獲得できるカードローンに注力するようになったこと

多重債務問題が深刻化し グレーゾーン金利が撤廃

1. 貸金業法の完全施行
1980年代初頭、一部の消費者金融業者の過酷な取立てに耐え切れず、自殺・家出を行う債務者が続出(「サラ金問題」)。この問題をを受け、83年に「貸金業規制法

ローン)を拡大させた。しかし、一部の事業者金融業者による高い貸出金利や違法な取立行為が社会問題となり(「商工ローン問題」、貸金業規制法の改正に加え、出資法の貸出上限金利が40・004%から29・2%に引き下げられた。2000年代となっても「多重

債務問題」は引き続き深刻な社会問題となっており、03年度には自己破産(個人)申立件数が24・2万人と過去最高を記録した。そうした中、最高裁判所は06年1月、出資法の上限金利に満たないが、利息制限法を上回った金利(いわゆる「グレーゾーン金利」)での

貸付けが困難になる旨の判決を下した。当時、消費者金融業者の多くはこのグレーゾーン金利で貸付けを行っていたため、同判決以降「過払い金請求」が急増した。また、消費者金融業者に対する社会的批判の高まりを受け、06年12月に「改正貸金業法」が成立し、

(貸金業の規制等に関する法律)が制定された。

消費者金融業者はその後、冬の時代を迎えるようになったが、90年代前半には自動契約機を導入したり、これまでのイメージを一新するようなソフトな広告戦略を展開したりすることで業績を拡大させた。また、当時はバブル崩壊によって所得が伸び悩んだ時期であったことも、利用者が増加する要因となった。

90年代後半になると、銀行等の金融機関は「不良債権処理と自己資本比率の維持」という難しい経営を迫られる。ここで金融機関が中小企業や個人事業者への融資に消極的な姿勢を示したこともあり、事業者金融業者が融資(商工

公布され、10年6月に完全施行された。改正貸金業法で注目すべき点は、次の3点が定められたことである。

- ①借入残高が年収の3分の1を超える場合、新規借入れができない
- ②「総量規制」の導入
- ③営業所への貸金業務取扱主任者の配置

消費者金融業者は審査や保証業務に力点を移す

2. 消費者金融業者から銀行へ
消費者金融業者は過払い金請求に加え、総量規制が導入されたことで融資残高が伸び悩むようになった。図表2は、99年3月から17年3月までの消費者金融業者数の推移を示したものである。消費者金融業者数は00年代前半から減少傾向にあったが、業界への批判が高まった04年3月から貸金業法が完全施行された11年3月までの間に激減した。

生き残った消費者金融業者は、ビジネスモデルの転換を迫られるようになり、提携先金融機関の力